

令和3年度研究助成の募集について

公益財団法人石井記念証券研究振興財団

募集（Ⅰ） 研究者への助成

1. 大学及び研究機関において、金融・証券に関する研究調査（法学系も含む）を行う55歳未満の研究者またはそのグループ
2. 過去に本研究助成を受給した研究者も、再度の助成申請ができる。但し、募集要項及び誓約書を遵守し、研究結果の公表がなされた研究者に限る。

助成金額 1件につき70万円以内
但し、特に必要と認められる場合は、130万円の範囲内で助成を行う。

募集（Ⅱ） 大学院生（博士後期課程）への助成

1. 金融・証券に関する研究調査（法学系も含む）を行う博士後期課程の大学院生

助成金額 1件につき30万円以内

令和3年度研究助成募集要項【研究者】

1. 研究助成の趣旨

この助成金は金融・証券に関する有益な研究調査(法学系も含む)を行う者に対して、財政的支援を行うことにより、その理論的実証的研究活動の振興をはかり、もってわが国金融・証券市場の一層の発展に寄与することを目的として給付する。

2. 助成対象者

助成の対象は大学及び研究機関において金融・証券に関する研究調査を行う研究者またはそのグループとする。但し、令和3年9月30日現在の年齢(グループの場合は、代表者の年齢)が、55歳未満であることを条件とする。なお、会社法や金融商品取引法等の資本市場における法律・法制度の研究も助成対象とする。

3. 対象の研究テーマ

助成対象の研究テーマは上記の趣旨に適い、令和5年3月31日までに研究が完成するものとする。

4. 助成金給付の金額及び件数

研究調査1件につき70万円以内。但し、特に必要と認められる場合は、130万円の範囲内で助成を行う。助成件数は約10件とする。

5. 申請の手続き

本財団所定の申請書に推薦者の推薦書を添えて提出する。

(1) 提出期限

令和3年6月25日(金)

(2) 申請書提出(問い合わせ)先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14

公益財団法人石井記念証券研究振興財団 事務局 TEL 03-3667-5898

6. 助成金受給者の選考方法

(1) 助成金受給者の選考は、研究助成等選考委員会が行う。申請書の審査にあたり、委員会において研究実施計画の説明を求めることがある。

(2) 選考委員会の審査の結果、書面により助成金給付の可否及び給付金額を財団理事長から申請者・推薦者に通知する。

研究助成等選考委員会委員

委員長	若杉 敬明	東京大学名誉教授
副委員長	石井 登	立花証券株式会社取締役社長
委員	岩原 紳作	早稲田大学大学院教授
委員	柴垣 和夫	東京大学名誉教授
委員	土屋 卓洋	立花証券株式会社元取締役副社長

7. 助成金受給者の義務

研究助成金を受給した研究者またはグループの代表者は、受給年度末（令和4年3月31日）までに研究活動の経過を、翌年度末（令和5年3月31日）までに研究結果並びに支出の概要を、本財団所定の書式により報告しなければならない。

また研究調査完成後1年以内に研究結果を著書として刊行するか、または学術誌に公表しなければならない。

研究調査の成果の発表に際しては、公益財団法人石井記念証券研究振興財団の助成金を受けた旨を、明記しなければならない。

上記の義務を履行しない場合は、研究助成金は返還しなければならない。

令和3年度研究助成募集要項【博士後期課程大学院生】

1. 研究助成の趣旨

【研究者対象の令和3年度研究助成募集要項】の趣旨に準ずる。

2. 助成対象者

博士後期課程の大学院生とする。

3. 対象とする研究調査

金融・証券に関する研究調査（法学系も含む）

4. 助成金給付の金額及び件数

給付金額は1件につき30万円以内、助成件数は数件とする。

5. 申請の手続き、選考方法

研究者対象の研究助成に準ずる。

6. 助成金受給者の義務

研究助成金を受給した大学院生は、受給年度末（令和4年3月31日）までに研究活動の経過を、翌年度末（令和5年3月31日）までに研究結果並びに支出の概要を、本財団所定の書式により報告しなければならない。

上記の義務を履行しない場合は、研究助成金は返還しなければならない。

以上

受給申請される研究者の皆様へ

受給申請に関する事務局からのお願い

- ※ 当財団の研究助成は、受給申請書をもとに選考委員会におきまして、
①当財団の研究助成の趣旨に沿った研究テーマであるか、②これまでの研究に照らして意義のあるものであるか、③研究計画は具体的で実行可能であるか、④助成金の使途は適切であるか、等々の観点から審査が行われ、研究助成の可否および給付金額が決定されます。
応募にあたってはこの点に留意し①～④の項目について平易かつ具体的に受給申請書において説明していただきますようお願い申し上げます。

- ※ 選考委員会からの要請により受給申請者の皆様には申請書に加え、下記の資料提出をお願いいたします。

- ① 学会参加を予定している場合、確定した学会プログラムを申請書に添付して提出、プログラム未確定の場合は確定後に提出してください。

受給申請書には「助成金申請額の内訳」欄に、学会名、開催時期、開催大学、旅費内訳等を具体的に記載してください。

時期、開催地が未定の場合は、分かっている範囲、予想の範囲で結構ですようお願いいたします。

- ② 研究者、実務家へのヒアリングのための出張をされる場合は、出張後に財団所定の報告書用紙による簡便なものですが、出張報告書を提出していただきます。
③ 高額データベース（ソフト含む）の購入に対しては20万円以上の場合、申請書に添付し見積書を提出してください。

- ※ 当財団の研究助成は、広範な領域からの応募があり、少数の選考委員の審査では対応できない場合もあります。

応募者の皆様にはこの点を踏まえ、申請書類には具体的且つ的確、そして平易な説明をしていただきますようお願い申し上げます。

- ※ 提出された申請書類等のほかに、審議資料として補充説明や追加資料の提出がさらに必要な研究については、委員会開催前にその提出をお願いする場合があります。

- ※ 受給申請書に記入する研究期間は、申請年度(令和3年度)とその翌年度(4年度)の两年度にわたる期間を設定していただくようお願いいたします。

ます。

助成金受給者はその義務の履行として、受給年度末(令和4年3月31日)までに研究経過報告書を、翌年度末(5年3月31日)までに研究結果報告書を提出していただくことになっております。

また、研究完成后1年以内に研究成果として学術誌等に論文を公表しなければなりませんのでご注意ください。

以上

大学院生の皆様へ

受給申請に関する事務局からのお願い

※ 受給申請書に記入する研究期間は、申請年度(令和3年度)とその翌年度(4年度)の両年度にわたる期間を設定していただくようお願いいたします。

助成金受給者はその義務の履行として、受給年度末(令和4年3月31日)までに研究経過報告書を、翌年度末(5年3月31日)までに研究結果報告書を提出していただくことになっております。ご注意ください。

以上